

商品概要説明書

J A 飼料用米対応資金

2020年4月1日現在

商品名	J A 飼料用米対応資金
ご利用いただける方	<p>【個人・法人等】（以下の条件をすべて満たす方とします。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当 J A の組合員（正組合員、准組合員）の方。 ○ 農業を営まれている方または農業に従事されている方。 ○ 信用状況に不安のない方。 ※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ埼玉県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。 ○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ 飼料用米に関する生産年の水田活用の直接支払交付金交付までのつなぎ資金。
借入金額	○ 飼料用米に関する水田活用の直接支払交付金に関して支払われる交付金相当額のうち J A 口座にご入金される金額の範囲内とします。
借入期間	○ 原則として、生産年の交付金交付期限である生産年翌年の3月末までとします。
借入利率	○ 当 J A 所定の利率といたします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。
返済方法	○ 指定された貯金口座にご入金された資金（水田活用の直接支払交付金）等により、ご返済いただきます。
担保	○ 原則として、担保は不要です。
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、保証人は不要です。 ○ 法人の方は、必要に応じて代表者を連帯保証人とします。 ○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。 ○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。 ○ 連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。 【法人の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方） ・ 大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など） 【法人以外の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方） ・ お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方 ○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成されたものに限りま。

その他	<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="389 94 1361 219">○ お申込みに際しては、当 J A において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。<li data-bbox="389 237 1361 313">○ ご返済額の試算等については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。
-----	---